

- 八 踏段の幅は、1.6m 以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下としていること。
- 三 速度が途中で変化するエスカレーター 次に定める構造であること。
- イ 毎分の速度が 50m 以上となる部分にあつては、手すりの上端部の外側から壁その他の障害物（毎分の速度が 50m 以上となる部分において連続している壁で踏段の上の人が挟まれるおそれのないものを除く。）までの距離は、50cm 以上としていること。
- ロ 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm 以下としていること。
- ハ 踏段と踏段のすき間は、5mm 以下としていること。
- ニ 踏段と踏段の段差は、4mm 以下としていること。
- ホ 勾配は、踏段の速度が変化する部分にあつては 4 度以下とし、それ以外の部分にあつては 8 度以下としていること。
- ヘ 踏段の幅は、1.6m 以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下としていること。
- ト 踏段の両側に手すりを設け、その手すりが次の (1) 又は (2) のいずれかの基準に適合するものであること。
- (1) 手すりの上端部が、通常の場合において当該手すりの上端部をつかむ人が乗る踏段と同一方向に同一速度で連動するようにしたものとしていること。
- (2) 複数の速度が異なる手すりを、これらの間に固定部分を設ける等により挟まれにくい構造として組み合せたもので、次の手すりを持ち替えるまでの間隔が 2 秒以上（おおむね手すりと同一の高さとした手すりの間の固定部分の長さを 15cm 以下としたものを除く。）で、かつ、それぞれの手すりの始点から終点に至るまでの手すりとの進む距離の差が 40cm 以下であること。
- チ 踏段の毎分の速度は、昇降口において、50m 以下としていること。
- リ 踏段の速度の変化により踏段の上の人に加わる加速度は、速度が変わる部分の踏段の勾配が 3 度以下の部分にあつては 0.5m/s^2 以下、3 度を超え 4 度以下の部分にあつては 0.3m/s^2 以下としていること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.5 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1414 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 4 第 1 項第二号、第 2 項及び第 3 項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 4 第 1 項第二号のエレベーター強度検証法の対象となるエレベーターは、かごをくさりで吊るエレベーターとする。

第 2 かごを主索で吊るエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第129条の4第2項第二号に規定する $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ （以下単にそれぞれ「 $\alpha 1$ 」及び「 $\alpha 2$ 」という。）の数値は、次に掲げる数値とすること。

イ $\alpha 1$ は、次に掲げる場合に依り、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数値とする。

(1) (2)以外の場合 2.0

(2) エレベーターが次に掲げるものである場合 1.6

(i) かごの定格速度が45m/min以下であること。

(ii) かごの積載荷重が3,100N以下であること。

(iii) 昇降行程が13m以下であること。

ロ $\alpha 2$ は、レールにあっては次に掲げる場合に依り、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数値とし、レール以外の部分にあっては2.0とする。

(1) 非常止め装置が次第ぎき非常止め装置の場合 3.0

(2) 非常止め装置が早ぎき非常止め装置の場合 6.0

二 かごを主索で吊るエレベーターのかごの床版及び枠、支持ばり並びにレールに係る令第129条の4第2項第三号に基づき規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数値とする。ただし、レールの安全率については、強度試験に基づき許容応力度を定めた場合においては、材料の破壊強度をその許容応力度で除した数値とすることができる。

イ かごの床版及び枠

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
3.0	2.0

ロ 支持ばり

種類	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
(一) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼材の部分	3.0	2.0
(二) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートの部分	7.0	1.5

ハ レール

種類	常時の安全率 (レールにかごの固定荷重又は積載荷重が常時作用する構造のものに限る。)	安全装置作動時の安全率
(一) (二)項以外のもので鋼製とし、鋼製の支持金物で昇降路に取りつけられるもの	3.0	2.0
(二) 令第3章第8節第3款の規定に基づき短期に生ずる力に対する許容応力度が定められた鋼材その他の金属を用いたもの	材料の破壊強度を令第3章第8節第3款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値に1.5を乗じた数値	材料の破壊強度を令第3章第8節第3款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値

三 かごを主索で吊るエレベーターのイに掲げるエレベーターの主索及びその端部に係る安全率は、ロに定める数値とし、第129条の4第2項第四号に規定する限界安全率（以下単に「限界安全率」という。）はハに定める数値とする。

イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径が次に掲げるものであること。

(1) 主索をワイヤロープとし、直径は、10mm以上であること。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかのエレベーターに用いるものにあつては、直径は、8mm以上とすることができる。

(i) かごの定格速度が30m/min以下、かごの積載荷重が2,000N以下で、かつ、昇

降行程が 10m 以下であるもの

(ii) かごの定格速度が 15m/min 以下で、かつ、かごの積載荷重が 2,400N 以下であるもの

(2) 端部（クランプ止めとした巻胴式エレベーターの巻胴側の端部を除く。）は、次に掲げるエレベーターにあっては、それぞれ (i) 又は (ii) に掲げるものであること。

(i) (ii) 以外のエレベーター 鋼製ソケットにバビット詰又は鋼製の楔式ソケット

(ii) (1)(i) 又は (ii) に掲げるエレベーター 鋼製ソケットにバビット詰、鋼製の楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケミカル固定のロープソケット

(3) 綱車又は巻胴の直径は、主索の直径の 40 倍以上であること。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれ (i) から (iv) までに掲げる倍率以上とすることができる。

(i) 綱車で、主索に接する部分の長さがその周の長さの 4 分の 1 以下であるもの 36 倍

(ii) 第一号イ(2)の基準に適合するエレベーターの綱車又は巻胴 36 倍

(iii) (1)(i) 又は (ii) に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴 30 倍

(iv) (1)(ii) に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴で、主索に接する部分の長さがその周の長さの 4 分の 1 以下であるもの 20 倍

□ 主索及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
		設置時	使用時	設置時	使用時
(一)	(二) 項以外のエレベーター	5.0	4.0	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーターその他の主索に対し摩擦力による動力の伝達がないエレベーター（以下「巻胴式エレベーター等」という。）	5.0	4.0	2.5	2.5

(2) 主索の端部

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
4.0	3.0	2.0	2.0

八 エレベーターの主索及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
(一)	(二) 項以外のエレベーター	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーター等	2.5	2.5

(2) 主索の端部

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.0	2.0

第 3 油圧エレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 $\alpha 1$ は、プランジャー（有効細長比を安全上支障がない場合を除き、250 以下としたもの）に限り、これのシリンダーからの離脱を防止する装置を含む。以下同じ。）、シリンダー他のかごを支える部分、これらに直接支えられるかご並びに圧力配管及び油圧ゴムホースにあっては 1.3、その他の部分にあっては第 2 第一号イに掲げる数値とし、 $\alpha 2$ は、第 2 第一号口に掲げる数値とする。

二 かごをくさりで吊るエレベーターのくさり以外の部分に係る安全率は、第2第二号及び第三号に定めるほか、次の表に定める数値とし、限界安全率は、第2第三号に定める数値とする。

イ ブランジャー、シリンダーその他のかごを支える部分及び圧力配管

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
6.0		4.0	

ロ 油圧ゴムホース

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
6.0		4.0	

三 かごをくさりで吊るエレベーターのイに掲げるくさりに係る安全率は、ロに定める数値とし、限界安全率は、ハに定める数値とする。

イ くさり及びその端部は、次に掲げるものであること。

(1) ローラーチェーンであること。

(2) 端部は、1本ごとに鋼製留金具により緊結すること。

ロ くさり及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
5.0	4.0	2.5	2.5

ハ くさり及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

設置時の限界安全率		使用時の限界安全率	
2.5		2.5	

第4 かごをくさりで吊るエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ は、それぞれ第2第一号に定める数値とする。

二 安全率は、第2第二号及び第3第三号に定める数値とする。

三 限界安全率は、第3第三号に定める数値とする。

第5 令第129条の4第3項第五号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分に生ずる力を計算すること。

二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$\sigma = G1 + \alpha 1(G2 + P) + W$$

この式において、 σ 及び W は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を、 $G1$ 、 $\alpha 1$ 、 $G2$ 及び P は、令第129条の4第2項の表に規定する数値を表すものとする。

σ 応力度

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力

三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期に生ずる各力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。